

＜審議の概要＞

(※委員の紹介など、審議に直接関係のない部分を一部、省略しております。)

(開会)

【会長】： それでは、少し早いですが、全員おそろいになりましたので、ただいまから令和7年度第2回福岡市都市計画審議会を始めさせていただきます。

委員及び説明者の皆様には簡潔な質疑応答をお願いいたしますとともに、本審議会のスムーズな運営にご協力を願いいたします。

それではまず、本日の出席者数につきまして事務局から報告をお願いいたします。

【都市計画課長】： 事務局をしております都市計画課長でございます。

委員の出席者数ですが、23名でございまして、福岡市都市計画審議会条例第6条第2項に基づき、総数27名の2分の1以上に達しましたので、審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

以上でございます。

【会長】： 次に、前回の会議録につきましては委員の皆様にも送付しておりましたが、会長及び署名委員の確認の上、確定いたしましたので、ご報告させていただきます。

今回の会議録の署名委員につきましては、福岡市都市計画審議会運営要綱第7条第3項の規定に基づきまして、1号委員から【委員】、2号委員から【委員】を指名させていただきます。よろしくお願ひいたします。

なお、会議録につきましては、福岡市情報公開条例第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとなっており、委員の名前を省いた形で市のホームページに掲載いたします。

本日の審議について1名の方より傍聴の申出がありましたので、審議会運営要綱第5条第1項の規定に基づいて、これを許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長】： ありがとうございます。それでは、傍聴者の入室を認めます。

(傍聴者入室)

【会長】： 本日は、特殊建築物の敷地の位置、景観計画の変更、都市計画マスタープランの改定について市長から諮問がありましたので、ご審議をお願いいたします。

まずは、本日の資料について事務局の説明をお願いいたします。

【都市計画課長】： 本日お配りしております資料についてご説明いたします。

お手元上から、会議次第、委員名簿、座席表、冊子といたしまして議案書、議案参考資料、その他諮問事項、また、別冊1として福岡市景観計画の案、別冊2として福岡市都市計画マスターplanの案をお配りしております。

本日の資料は以上でございます。不足等ございましたら、お近くの職員までお知らせください。

【会長】： それでは、議案第2号の審議に入ります。

議案第2号「福岡市に設置する特殊建築物の敷地の位置」につきまして説明を事務局からお願ひいたします。

(諮問事項の説明)

【建築指導課長】： 建築指導課長でございます。

議案第2号「福岡市に設置する特殊建築物の敷地の位置」についてご説明いたします。

着座にてご説明させていただきます。

議案資料の1ページをお願いいたします。

建築基準法第51条ただし書に基づく特殊建築物の敷地の位置についてですが、ページ下段の理由をご覧ください。

ごみ処理施設などの建築物の新築、または増築等を行うにあたりましては、都市計画におきまして、その敷地の位置が決定していないものは、建築基準法のただし書規定に基づき、都市計画審議会の議を経た上で特定行政庁が都市計画上支障がないと認めて許可する必要がございます。

今回、一覧表にあります3つの施設を付議いたしますが、いずれも廃棄物を再資源化する施設でございまして、循環型社会に寄与するとともに、周辺の状況から敷地の位置について都市計画上支障がないと判断されることから、今回、都市計画審議会に付議するものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

各施設の位置を赤い丸印で示しております。個別の概要につきましては、参考資料のほうでご説明させていただきます。

続きまして、議案参考資料の3ページをお願いいたします。

東区箱崎ふ頭の一般廃棄物中間処理施設についてでございます。

1、付議理由の2段落目に記載のとおり、令和9年2月から開始する家庭ごみのプラスチック分別収集に向けまして、環境局の公募により決定した事業者によって計画されているものでございます。

2、当該地及び周囲の状況でございますが、計画地は東区箱崎ふ頭四丁目の準工業地域内で、右図の赤線で囲った範囲が今回の計画地でございます。敷地周辺に住宅の立地はなく、家庭から排出された廃プラスチックを主に市

道松島貝塚線から臨港道路を経て搬出入される計画でございます。

3、敷地の現況及び予定施設でございますが、計画敷地には現状、産業廃棄物の中間処理施設が立地しております、今回、建築物の増築を行い、廃プラスチック類の一般廃棄物中間処理施設を新設するものでございます。

予定施設の概要につきましては記載のとおりでございます。

4ページをお願いいたします。

4の配置図兼1階平面図に示すとおり、今回の許可対象となる建築物の部分及び処理施設をピンク及び赤色で示しております、5の処理フローに示すとおり、収集した廃プラスチック類の収集袋を破袋し、金属類を除いた上で圧縮梱包を行いまして、再資源化施設へ出荷する処理工程でございます。

6、生活環境への影響につきましては、環境省が定める調査指針に基づきまして事業者が生活環境影響調査を実施した結果、施設の設置による騒音、振動等について周辺環境に与える影響は少なく、現況とほとんど変わらないことから支障はないものと考えております。

また、運搬車両につきましては、生活道路を経由せず、幹線道路を通行することから、生活環境への影響はほとんどないものであると考えております。

7、スケジュールにつきましては、本日の都市計画審議会付議後、建築基準法の許可及び廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理施設設置の許可の手続となります。

続きまして、5ページをお願いいたします。

西区大字太郎丸の一般廃棄物中間処理施設についてでございます。

先ほどご説明した案件と同様、環境局の公募で決定した事業者によって計画されているものでございます。

2、当該地及び周囲の状況でございますが、計画地は西区大字太郎丸の市街化調整区域内で、右図の赤線で囲った範囲が計画敷地でございます。敷地周辺には農地があるほか、廃棄物処理施設が立地している状況でございまして、家庭から排出された廃プラスチック類を主に県道85号線及び市道学園通線から県道566号線を経て搬出入される計画でございます。

3の敷地の現況及び予定施設でございますが、計画敷地には現状、一般廃棄物の中間処理施設が立地しております、今回、既存の建築物を活用し、建築物内に廃プラスチック類の一般廃棄物中間処理施設を新設する計画でございます。

予定施設の概要は記載のとおりでございます。

6ページをお願いいたします。

4の配置図兼1階平面図に示すとおり、今回の許可対象となる建築物の部分及び処理施設をピンク及び赤色で示しております。

5の処理フローにつきましては、先ほどご説明しました案件と同様でございます。

6、生活環境への影響につきましては、先ほどご説明した案件と同様、生活環境影響調査を行いまして、影響はほとんどないものであると考えております。

ます。

7、スケジュールにつきましては、本日の都市計画審議会付議後、建築基準法の許可及び廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理施設設置の許可の手続となります。

続きまして、7ページをお願いいたします。

西区大字太郎丸の産業廃棄物中間処理施設についてでございます。

こちらの施設につきましては、民間事業者により建設現場で発生した木くずを再資源化する施設が計画されております。

2、当該地及び周囲の状況でございますが、右図の赤線で囲った範囲が今回の計画敷地でございまして、先ほどご説明いたしました案件の南側に位置しており、周囲の状況は同様でございます。建設現場で発生した木くずを主に市道学園通線から県道566号線を経て、搬出入される計画でございます。

3、敷地の現況及び予定施設でございますが、計画敷地には現状、再資源化施設が立地しており、今回これを全て解体し、新たに木くずの産業廃棄物処理施設等を新設する計画でございます。

予定施設の概要につきましては記載のとおりでございます。

8ページをお願いいたします。

4の配置図兼1階平面図に示すとおり、今回新たに建て替えられる建築物のうち、許可対象となる建築物の部分及び処理施設をピンク及び赤色で着色しております、5の処理フローに示すとおり、収集した木くずを破碎し、燃料用チップとして出荷する処理工程でございます。

なお、当該建築物におきまして、木くずのほか、混合廃棄物や廃プラスチック、紙くずについても処理を行う予定ですが、木くず以外の処分につきましては、建築基準法第51条の産業廃棄物処理施設の許可対象となる破碎施設や焼却施設等に該当しないことから当該許可の対象外となっております。

6、生活環境への影響につきましては、先ほどご説明した案件と同様、生活環境への影響はほとんどないものであると考えております。

7、スケジュールにつきましては、本日の都市計画審議会付議後、建築基準法の許可及び廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設設置の許可の手続となります。

議案第2号「福岡市に設置する特殊建築物の敷地の位置」についての説明は以上でございます。

(諮問事項に関する質疑・意見等)

【会長】： ただいま事務局より説明がありました議案第2号について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

【委員】： この事業については、公募により決定した事業者によってとありますけれども、この事業者名をそれぞれ教えていただきたいのと、それぞれ過去に事

業に関わって、周辺住民とのトラブルなどは起きていないかということをお尋ねしたいと思います。

【建築指導課長】： 建築指導課でございます。

まず、東区箱崎ふ頭の一般廃棄物中間処理施設についてでございますが、こちらについては株式会社西原商事でございます。

続きまして、西区大字太郎丸の一般廃棄物中間処理施設につきましては、株式会社環境開発でございます。

続きまして、西区大字太郎丸の産業廃棄物中間処理施設につきましては、有限会社福岡紙業でございます。

続きまして、地元の方や周辺の方からの苦情等につきましては、それぞれの施設から300mの範囲内の近隣の方、事業者に対して説明会等を開きまして、それぞれに特に支障や問題はないと聞いております。

以上でございます。

【会長】： よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】： もう一個、すみません。公募の方法について説明願いたいと思います。

【会長】： はい、どうぞ。

【計画課長】： 環境局計画課長でございます。

公募につきましては、今回プラスチック資源の中間処理業務委託ということで、戸別収集及び拠点回収されたプラスチックを受け入れ、危険物を除去し、圧縮梱包後、保管し、市が別途委託する再商品化事業者へ引き渡すものとして、公募エリアを東部と西部の2つに分けて公募を行ったものでございます。

以上でございます。

【会長】： はい、どうぞ。

【委員】： 応募は何社かあったんですかね。

【計画課長】： 環境局計画課でございます。

応募につきましては、東部エリアが2グループ、西部エリアが3グループでございます。

以上でございます。

【会長】： はい、どうぞ。

【委員】： それで、これは点数化して選定するとか、公募の仕方もいろいろあるじゃないですか。そこをちょっと説明してほしいと思います。

【計画課長】： 環境局計画課でございます。

選定につきましては、公募の検討委員会を開催いたしまして、提案書を受けて、点数化をして決定したものでございます。

以上でございます。

【会長】： よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

(なし)

【会長】： 特にないようですが、異議も特にないということで、この議案第2号につきましては案のとおり承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長】： ありがとうございます。

それでは、原案どおり承認させていただきます。

次に、議案第3号「福岡市景観計画の変更」につきまして、説明を事務局からお願ひいたします。

(諮問事項の説明)

【都市景観室長】： 都市景観室長でございます。福岡市景観計画の案についてご説明いたします。

着座にてご説明させていただきます。

議案参考資料の10ページをお願いいたします。

1、趣旨でございます。

景観計画の改定につきましては、上位計画である福岡市基本計画や関連計画の検討と連携し、市民や議会、有識者等の意見を踏まえながら検討を進めており、今回、改定の案についてお示しするものです。景観法第9条第2項により、景観計画の変更に当たっては都市計画審議会の意見を事前に聞く必要があるため、意見聴取を行うものでございます。

改定に向けたスケジュールですが、本審議会後、パブリックコメントを経て、令和7年度の改定を目指してまいります。

2、改定案についてです。

(1)計画概要のうち、位置づけ・役割につきましては、上位計画等との整合を図り、都市景観の基本的な理念や目標像、方針、基準、主な施策を示すもので、目標年次は令和16年度としております。

11ページをお願いいたします。

参考として、市基本計画の都市景観に関する主なポイントを抜粋しております。

12ページをお願いいたします。

(2)基本方向です。社会情勢の変化や市民、学識経験者等の意見などを踏まえ、計画改定の考え方として、景観形成の4つの理念や3つの目標像を維持しながら、基本方向については、花や緑、歴史や文化の視点を明確化する方向で検討を進めております。

4つの基本方向として、「九州・アジアの交流拠点にふさわしい魅力ある景観づくり」、「みどりを守り、創り、生かした景観づくり」、「計画的なまちづくりにあわせた賑わいと活気のある景観づくり」、「歴史と文化を守り生かす、刻の厚みを感じられる景観づくり」を掲げ、基本方向ごとにそれを実現するための3つの方針を整理しております。

13ページをお願いいたします。

基本方向ごとに方針と主な施策を整理しております。

基本方向1については、方針1の風格や潤い、方針2の賑わいや界隈性、方針3の市民等との共働により九州・アジアの交流拠点にふさわしい魅力ある景観づくりを。

14ページをお願いいたします。

基本方向2については、豊かな自然を感じる、質の高いパブリックスペースの形成に向けたみどりを生かした景観づくりなどにより、みどりを守り、創り、生かした景観づくりを。

15ページをお願いいたします。

基本方向3については、個性を生かした景観づくりや、周辺の自然環境や街並みと調和のとれた景観づくりなどにより、計画的なまちづくりにあわせた賑わいと活気のある景観づくりを。

16ページをお願いいたします。

基本方向4については、歴史と文化を守る、歴史資源を生かした景観づくりなどにより、歴史と文化を守り生かす、刻の厚みを感じられる景観づくりを進めてまいります。

17ページをお願いいたします。

3、成果指標でございます。

指標の分かりやすさやデータ収集の容易さなども踏まえ、基本方向ごとに2項目の成果指標を設定しております。

18ページをお願いいたします。

4、景観法に基づき定める事項でございます。

これまでの景観形成の理念や目標像、基本方向を踏まえ、景観法に基づき下記の事項を定めることとしております。

景観計画区域については市内全域としており、良好な景観の形成に関する方針については、市内を地域特性に応じた6つのゾーンに区分し、それぞれ

の方針を定めるもので、19ページには都心ゾーン、20ページには一般市街地ゾーン、21ページには山の辺・田園ゾーンと海浜ゾーン、22ページには港湾ゾーンと歴史・伝統ゾーンを示しております。

23ページをお願いいたします。

大規模建築物等に関する事項については、届出が必要となる規模を定め、その規模以上の建築物等について基準を定めており、23ページには全ゾーンに共通する行為の制限、24ページには6つのゾーンごとの行為の制限をお示しております。

25ページをお願いいたします。

都市景観形成地区に関する事項につきましては、地区指定することで建築物の規模にかかわらず届出対象とし、制限の基準を定めております。

景観資源の保全・創出に関する事項につきましては、景観重要建造物及び景観重要樹木、26ページをお願いいたします。そのほか、景観重要公共施設の指定方針などを引き続き定めてまいります。

下段の屋外広告物に関する事項につきましては、条例に定めることとしております。

3、計画の進行管理について、P D C Aサイクルに基づき、必要に応じて施策の見直し等を行っていくこととしております。

最後に、今後の進め方でございます。

引き続き市民や審議会等の意見を踏まえながら検討を進めてまいります。

福岡市景観計画の案について説明は以上でございます。

(諮問事項に関する質疑・意見等)

【会長】： ただいま事務局より説明がありました議案第3号につきまして、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

【委員】： お尋ねの1つ目は、この景観を考えるときに、昨今、大型ビジョン、デジタルサイネージですね、そういうのがまちなかに見受けられるようになりました。これは景観と同時に、そこから発せられる音声、これによって周辺住民の皆さんのが不快に感じたり、環境が悪くなったなど感じたり、こういう状況が一部生み出されているというふうに思いますが、景観を考えるときに見た目だけじゃなくて、やはりそういう部分も含めて考える時期に来ていると思いますが、そういう観点はこの計画の中に含まれるのかということが1つ。

それと、17ページで基本方向の2「みどりを守り、創り、生かした景観づくり」のところで、成果指標の1つ目が都心部の花や緑が豊かであると感じている市民の割合とありますけれども、これが方向としては、みどりを守り、創り、生かすとなっていますが、この市民の意識を都心部のということで地域を限定している、この理由についてお尋ねしたいというふうに思います。

【会長】： はい、どうぞ。

【都市景観室長】： 都市景観室でございます。お尋ねのビジョンについてなんですか
れども、参考資料の15ページの基本方向3の方針2の主な施策において、多
様化するニーズなどに対応した景観誘導の中で、新たな広告媒体等に対応し
た景観誘導の検討を位置づけさせていただいているところでございます。

ビジョンにつきましても屋外広告物ですので、条例に基づく許可申請が必
要となっております。条例上、明るさであったり、点滅速度に配慮すること
となっていますが、音については広告物としての規制が及ばない状況になっ
てございます。そのため、許可申請などの機会を捉えまして、音についての
相談があった場合など、申請者や管理者等に音に対する配慮を求めていると
ころでございます。

2つ目、みどりの指標についてのお尋ねかと思います。もちろん全市的に
みどりを守り、創り、生かしたといったところで目標を定めておりまして、
指標としては都市部としているところですけれども、全体的に緑を増やして
いく取組は進めていく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

【会長】： はい、どうぞ。

【みどり企画課長】： みどり企画課長でございます。

都心部の花や緑が豊かであると感じている市民の割合としました理由でござ
いますが、関連計画であるみどりの基本計画における指標を採用しており
まして、市民アンケートの結果で、福岡市内で緑を増やしたい場所について
尋ねたところ市民の方から天神地区と博多駅周辺地区という都心部に多くの
意見をいただいているということから、今後とも都心部で緑化を推進していく
必要があると考え、この指標を設定したものでございます。

以上でございます。

【会長】： はい、どうぞ。

【委員】： ビジョンの件については、音についての規制がなかなか難しいというと
ころですが、確かに住宅都市みどり局の範疇ではなく、環境局と連携してもら
ったり、そういう場面が必要になってくるというふうに思いますけれども、
住民にとっては平穏な生活を営むそれがいきなりですね、結構、朝早くから
夜遅くまでそういう音がずっと継続的に聞こえているというふうなことはか
なりの圧迫感になろうと思いますので、これはこの景観という範疇ですけれ
ども、当局として行政内部での連携もしっかり図っていただきて、住民が泣
き寝入りしなくちゃいけないということにならないように取り組んでいただき
たいと思いますが、ご所見を伺っておきたいのと、今の新たな広告媒体等

というところでいくと、これは議会でも議論になっていて、先日報道もされていましたが、とりわけ都心部を走っているアドトラック、これに対しても福岡市が調査に乗り出していますけれども、この規制については方向性が出てきているのかどうか、そこもお尋ねしておきたいと思います。

【都市景観室長】： 都市景観室でございます。

1つ目、ビジョンにつきましては、屋外広告物としての規制対象とはならないため、強制力はありませんが、申請者、管理者等に対して音に対する配慮を求めていくとともに、騒音を担当する環境局の部署とも情報共有しながら対応していきたいと考えております。

2つ目、アドトラックにつきましては、アドトラックの走行により良好な景観が損なわれることは問題だと考えており、また、市民からもアドトラックに対する不安や不満等の様々な意見をいただいておりますので、市民の安全・安心の観点などからも大事だと感じております。実態調査を今年度行わせていただいておりますので、調査結果を踏まえながら、どういった対応をしていくかについて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

【会長】： よろしいでしょうか。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】： ご説明ありがとうございます。

参考資料の11ページのところに主なポイントとして書かれているんですけども、そして、形成の基本方向の中に教育の観点というのがもうちょっとあるといいなというところがありまして、歴史や文化とか、アジアの交流拠点とか、暮らしの中に溶け込んでいるとは思うんですけど、市内全体に小学校、中学校、教育施設はいろいろある中で、狭隘化して増築、増築という形で子供たちの大事な学びの場が、そういう教育の環境というものが何かない、厳しくなっている場所がある。それが具体的にここに細かく載せることはできないと思うんですけども、何か教育の観点というものがもう少しあるといいなというふうに思います。

それで、11ページのところも、美術館や博物館などの文化芸術とかいう部分ですね、歴史、それと賑わいという言葉が基本方針のところには出てきます。それで、図書館等も賑わいの場所にしていこうという動きが全国的にも少しあるようなんですけれども、図書館というものは本当に市民の宝庫で、賑わいだけではなく、何とかそういう教育的な心のゆとりったり、そういうものがもう少し、歴史、文化とか、ちょっと分散されて入っていると思うんですけど、それがもう少し表現があればなというふうに思いましたので、何かお答え等があれば。

【会長】：では、都市景観室お願いします。

【都市景観室長】：都市景観室でございます。

景観に関する教育につきましては、15ページの基本方向3の方針3のところ、主な施策の中で、景観意識の啓発の中で景観教育といったところも位置づけさせていただいておりまして、景観に対する視点について、いろいろな形で反映し、検討していければと考えているところでございます。

以上でございます。

【委員】：文字づらだけでもちょっと少ないというか、出てきていないような、そんな感じを受けてしまいますし、まちづくりそのものが将来を担っていく子どもたち、若者の教育の場がいろんな場所にあるという点で、何か心のゆとりだったり、癒やしだったりも本当に感じられるようなまちづくりになっていただきたい、景観になっていただきたいなと思いますので、その点も何かちゃんとできればと思いますので、よろしくお願いします。要望で。

【会長】：ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

(なし)

【会長】：それでは、異議はないということで、第3号につきましては、本審議会として異存なしとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長】：ありがとうございます。

それでは、異存なしとさせていただきます。

議案の審議は以上でございます。

次に、その他諮問事項の福岡市都市計画マスタープランの改定についてでございます。

この案件につきましては、福岡市の都市計画に関する基本的な方針となる福岡市都市計画マスタープランの改定に向けて、前回に引き続き審議を行うものでございます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(諮問事項の説明)

【都市計画課長】：都市計画課長でございます。福岡市都市計画マスタープランの案についてご説明いたします。

着座にて説明させていただきます。

別冊2としまして、案をお配りしておりますが、説明につきましては、表紙に（その他諮問事項）と記載した資料でその概要を説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

報告の趣旨でございます。

都市計画マスタープランは都市計画法に基づく法定計画でございまして、下段に位置づけや構成をお示ししておりますが、市の基本計画など上位計画に即して、また、交通、みどりなど関連計画の都市づくりに関する要素をパッケージ化し、都市計画の基本的な方針として定めるものでございます。このため、昨年12月に策定された上位計画である第10次福岡市基本計画のほか、交通やみどりなどの関連計画の検討と連携し、市民や議会、有識者等のご意見を踏まえながら検討を進めています。5月に都市計画審議会で骨子案を報告させていただいた後、さらに検討を進め、今回、改定の案を報告するものでございまして、今後、パブリックコメントの実施を予定しております。

2ページをお願いいたします。

2、改定案の概要でございます。

第1章 都市計画マスタープランの位置づけと役割、第2章 都市の現状と都市づくりの課題につきましては、骨子案をベースに整理しております。

右側、3ページは第3章 全体構想でございまして、都市づくりの基本理念と基本方向につきましても骨子案でお示ししたとおり、基本理念として都市の成長、生活の質、安全・安心の3つを掲げ、これらの理念に基づき、6つの基本方向を整理しております。

4ページをお願いします。

将来の都市構造につきましては、第10次福岡市基本計画における空間構成目標のうち、主要な拠点などの目指す姿や都市空間構想図などをお示ししております。

6ページをお願いします。

部門別の基本的な方針でございまして、土地利用、交通、みどりなどをお示ししております。

まず、土地利用の基本的な方針につきましては、5つ掲げており、①では都市全体の視点から都市と自然が調和したコンパクトで暮らしやすいまちを掲げ、②で都心部や魅力・活力創造拠点、③で地域の拠点や日常生活圏、④で農山漁村地域の方針を、⑤では、これら各地域のまちづくりに向けて地域の主体的なまちづくりの取組み支援を掲げております。

また、7ページの交通体系づくりにつきましては、5月に改定した都市交通基本計画を踏まえ、整理しております。

8ページをお願いします。

8ページのみどりづくり、9ページの景観づくり、住宅市街地づくりにつきましては、先ほど説明した景観計画など改定検討中の各計画を踏まえ、整

理しております。

10ページをお願いします。

環境都市づくり、防災都市づくり、11ページのその他の部門につきましても、関連する計画等を踏まえ、方針を整理しております。

11ページの下段にお示ししております都市づくりの指標につきましては、基本計画や関連計画を踏まえ、基本理念ごとに整理しております。

12ページをお願いします。

第4章 区別構想でございます。

まちづくりの方向性につきましては、骨子案をベースに区ごとに整理しております。

各区の詳細な内容につきましては別冊の案に記載しておりますが、第10次福岡市基本計画や関連計画、全体構想等を踏まえ、現計画をアップデートする形で整理しております。

13ページをお願いします。

3、今後の進め方でございますが、令和7年度の改定に向け、引き続き市民や議会、有識者等のご意見を踏まえながら検討を進めてまいります。

福岡市都市計画マスターplanの案についての説明は以上でございます。

(諮問事項に関する質疑・意見等)

【会長】： ただいま事務局から説明がありました福岡市都市計画マスターplanの改定について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。はい、どうぞ。

【委員】： ご説明いただきましたが、前回5月でしたか、議論をしたときに何点か意見を述べさせていただいておりましたけれども、そういう議論について、前回から今回のこの本編のマスターplanの案について、反映された部分があれば説明をいただければと思います。

【都市計画課長】： 都市計画課でございます。

前回は骨子案をお示ししており、今回の改定案は、骨子案に肉づけをしているものでございますので、基本的な方向性として、変更はないものと認識しております。また、それぞれ関連計画も並行して改定検討が進んでおりますので、それぞれの進捗を踏まえて、その内容を反映しているところでございます。

以上です。

【会長】： はい、どうぞ。

【委員】： 意見を前回私が述べたのは、1つは、都心部を中心に呼び込み型開発、こ

れによって過大規模校が生じているという問題、それから、緑についてもかなり都心部の緑ということで強調されているけれども、偏在しているんじゃないかなと、減らされている部分もあるんじゃないかなと。それから、住宅政策について、地価の高騰で低廉な家賃の住居が減っている。住まいは権利という観点で、この住宅政策についても低所得者の皆さんも安心できるような政策をやってほしいと、こういう点を中心に述べておりましたが、なかなか反映されていないようですけれども、この点については、引き続き福岡市の大変な課題だということで指摘をして、しっかり計画の中に見直す部分は見直しながら反映してほしいということを求めておきたいと思います。

今日はちょっと新たなお尋ねなんですけれども、本編のところの12ページにありますが、都心部の機能強化と魅力向上というところなんですけれども、この都心部の機能強化という点でビッグバンがあったり、博多コネクティッドがあったり、これは今継続中ですけれども、そして今、新たにウォーターフロントの開発について、新たな開発の方向を検討されているというふうに聞いていますが、博多駅で報道がっているように空中都市構想ですかね、JRが主体で進める、これが頓挫をしたと、資材の高騰などもあり、厳しい状況ということで断念するという会見もありました。

そういう中で、今、一旦ストップしているウォーターフロントの開発をまた新たに進めていくのかと、これは大変無謀なことではないかと思っていますけれども、ここはきっぱりね、やめられた方がいいんじゃないかなと思いますが、ご所見をいただきたいということ。

次のページには災害に強く、安全・安心なまちづくりというのが出てきていますが、この災害に関わって避難所の問題も出ていますけれども、温かい食事を提供するというが出されたり、備蓄するものも増やしたりというようなことがたしか書かれていたと思いますけど、必要な規模からすると非常に不十分で足りていない。ここは、ここに記載すると同時に具体をどうするのかということを急ぎ関係局と連携して明らかにしていく必要があるのではないかと思いますが、その点についてご所見をいただきたいと思います。

【会長】： はい、どうぞ。

【都市計画課長】： 都市計画課でございます。まず、ウォーターフロントについてお答えいたします。

ウォーターフロントにつきましては、MICE関連施設が一体的、機能的に配置されたMICE拠点の形成や、海辺を生かした賑わいと憩い空間の創出に向け、既存施設の老朽化や社会経済情勢の変化等を踏まえるとともに、関係局と連携しながら、まちづくりの検討を行っているところでございます。

事業化に向けましては、今後のMICEのあり方や需要等の見通しのほか、民間事業者の参画意欲や投資のタイミングなどの見極めも必要と考えております。また、港湾機能におきましては、JR九州高速船の船舶事業撤退を受

けて、中央ふ頭の人流機能のあり方についても検討しているところでございます。このため、これらの状況も注視しながら、引き続き魅力あるまちづくりに向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

【会長】： よろしいでしょうか。

【計画担当課長】： 市民局計画担当課長でございます。

避難所の環境整備や避難者数につきましては、現在、福岡市の地域防災計画の全面的な改定に着手しているところであり、福岡県において、福岡市の地域防災計画上の被害想定としている警固断層を含めた地震の被害想定の再調査が行われており、その調査結果に基づき、福岡市の地域防災計画につきましても改めて必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【会長】： はい、どうぞ。

【委員】： ウォーターフロントについては、時代、社会情勢の変化とおっしゃいますけれども、確かに刻々と変化していると思うんですよね。MICEなどを強調して呼び込んでいくということなども全国的に進められてきた。そして、ちょうどメディアでにぎわせている万博も終わるということになりましたが、よかつたことがかなり強調されていますけれども、表に出てこない部分ではかなりの課題があり、財政投入についても大きな負担になってきたというのがありますよね。

やっぱり観光客を呼び込む、お客様を呼び込む、そして、それとまちづくりを一体にして進めるというやり方がこれから10年、20年、30年、数十年先のまちづくりにかみ合うのかと。これも、そういう時代は終わりつつあるんじゃないかというふうに私は思っています。

ウォーターフロントに、当初は天神のようなまちをもう一個つくるんだというようなイメージが言われていましたけれども、これがコロナで中断した。しかし、コロナが終わったらやっぱりやるんだと。こうやって進めていく段階で、資材高騰や人手不足などの観点で入口から破綻しかねないというふうに思いますよ。もうちょっと冷静にこれから先、少子・高齢化もまだとどまらないという中で呼び込み一辺倒でいいのか、そして、賑わいづくり一辺倒でいいのか、もう少し落ち着いたまちづくりをやるべきではないかというふうに思いますので、これは堂々巡りになると思うから意見にしておきます。

もう一つは、災害の点については、福岡県が今見直しをやっている、避難者数の想定も県が2万5,000人と見ているというふうにこれまでも言われているんだけれども、いつまでかかるのかですね。いつ災害が来るか分からんわけですよ。だから、福岡県待ちでは間に合わない可能性もあるわけで、震度

6強規模の地震が来た場合に対応できるのか。自分はどこに避難すればいいのかということも十分周知されていない。そして、公民館や体育館に人が殺到したときに避難所に入れることも起こり得る。それが季節がいつなのかということもある。こういう点ではちょっと悠長過ぎると思いますので、県が遅れていくんだったら福岡市が主体的に検討するという力量はお持ちだと思うので、こういう部分になると県が、国がと、こうおっしゃるんだけれども、そこは主体性を持って検討すべきではないかというふうに思いますので、この点については、もう一度所見を伺って終わりたいと思います。

【計画担当課長】：市民局計画担当課でございます。

福岡市の地域防災計画における被害想定につきましては、災害対策基本法により、市町村の計画が国や県の計画と整合を図ることとされておりますので、まずは今後示される福岡県の被害想定の再調査結果を踏まえて必要な対応について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【会長】：よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

【委員】：この本編のほうの32ページの方針④のところで、「農山漁村地域の魅力を生かしたまち」というふうには一応書かれているんですけども、やっぱり農業を本当にこれからしっかりと守っていかなければいけないし、持続可能な農業で生産性を上げていくということに全力を挙げてしなければならないと思っています。

それで、カーボンニュートラルの考えでも、農地を増やし、生産性を高めていくということも、それも安全な生産の仕方によって、そういうことで環境汚染をまた止めるというか、そういう意味もあり、農業のことにもっともっと力を入れなければならないなというふうに思っています。

なので、ここに書かれている観光振興などによる地域活性化の取組みを支援しますと。もちろん観光も多少はいいけれども、やっぱり住んでいる人たちが、例えば、ロシアのダーチャみたいな自分の農地を持っていく、農作業というか、いろんな意味合いが含まれる、土をいじることで癒やされたり、いろんな意味がある、そういう空間をもっと広げていくべきではないのかなと思います。

それは例えば、この説明資料の4ページとかにもゾーンというか、色分けして、土地の利用区分としてされていますけれども、農地集落というのが本当に少ない状態になっています。私たちの命を守る食べ物、それと環境を改善していくためのそういう農業を持続可能で増やしていくような、それがもっとここに力強く載ればなと思っていますので、何かこう、賑わいばかり、発展ばかりではなくて、これから先の社会のための命が守られるような政策

がこの中に乗っかってくればなと思っていますので、何かお答えがあればお願ひします。

【都市計画課長】： 都市計画課でございます。

別冊の本編資料の32ページ、今ご覧いただいているところの方針④でございますけれども、本文1行目、2行目に、農業振興地域の農用地区域を中心とした優良農地については、生産の場としての機能に加え、緑地空間などとしても保全に努めることを位置づけているところでございます。

取組みの基本的な方針においても、一番下に農林水産業の振興と記載しております。これは農林水産局の所管になるとは思いますけれども、都市計画としてはそういった空間の保全に努めていきたいと考えておりますし、取組みの基本的な方針の下から3行目にも土地利用の規制緩和制度の活用による地域産業の振興と記載しております、観光にとどまらず、地域の農業振興にも資するような施設の立地についても適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【委員】： よろしくお願ひします。市民が暮らしの中に溶け込んだ、こういう振興に関われるようなのをぜひ行政として牽引していただければなと思いますので、よろしくお願ひします。

【会長】： ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

ほかに質問等なければ、これで今回の審議を終わり、事務局で引き続き改定に向けて進めていただければというふうに思います。

以上で本日の審議を終了させていただきます。

これより先は進行を事務局にお返しいたします。

【都市計画課長】： 都市計画課でございます。本日はどうもありがとうございました。これをもちまして本日の審議会は終了させていただきます。

(閉会 午後2時56分)